

令和3年5月25日招集

令和3年 第5回

東根市農業委員会定例総会議事録

東根市農業委員会

令和３年第５回東根市農業委員会定例総会議事録

１．令和３年第５回東根市農業委員会定例総会を東根市役所 401・402 会議室に招集した。

１．令和３年５月 25 日（火） 午前 10 時 00 分開会

１．出席委員は、次のとおりである。（17 名）

１番 大 江 正 好	２番 本 田 勝 彦	３番 門 脇 功
４番 東 海 林 光 輝	６番 寒 河 江 一 浩	７番 庄 子 裕 絵
８番 高 岡 貞 雄	９番 仲 野 孝 藏	10番 石 山 一 穂
11番 吉 田 好 春	12番 岡 田 邦 弘	13番 栗 原 洋 幸
14番 阿 部 昇	15番 大 内 恒 一	17番 岡 田 和 敏
18番 瀬 野 幸 太 郎	19番 菅 原 繁 治	

１．議事日程

- 第 １ 議事録署名委員の指名
- 第 ２ 会期の決定
- 第 ３ 諸般の報告
- 第 ４ 報第 6 号 農地の転用の制限の例外確認申請について
- 第 ５ 議第 7 号 農地賃貸借契約の合意解約について
- 第 ６ 議第 37 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 第 ７ 議第 38 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 第 ８ 議第 39 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 第 ９ 議第 40 号 農用地利用集積計画について
- 第 10 議第 41 号 農業委員会事務の実施状況等の公表について
- 第 11 農地あっせん委員会の報告
- 第 12 農地転用委員会の報告
- 第 13 地区委員会の開会及び報告

１．事務局出席者は、次のとおりである。

事務局長	岡 田 正 樹	農政主査兼係長	杉 村 兼 吾
農地係長	松 岡 義 朗	主任	三 坂 智江美

1. 議 長 農業委員会会長 菅 原 繁 治

1. 議事の顛末

【議長】

只今から、令和3年第5回東根市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会に欠席の届出ありました委員は、5番高岡茂雄委員、16番小野博委員であります。遅刻の届出ありました委員、まだ見えていない委員は、おりません。従いまして、出席委員の数も定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

7番 庄子裕絵委員、10番 石山一穂委員、以上2名の委員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定であります。お諮りいたします。農業委員申し合わせ事項第7項により、会期を本日限りにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日一日限りに決定いたします。

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

第4回定例総会後の農業委員会事務処理等の内容は、別紙お手元に配付している資料のとおりでありますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第4、報第6号農地の転用の制限の例外確認申請についてから、日程第10、議第41号農業委員会事務の実施状況等の公表についてまでの、2報告と5案件を一括議題といたします。

これより議案の説明を求めます。岡田事務局長。

【岡田事務局長】

令和3年第5回東根市農業委員会定例総会議案書に基づき、その内容について、ご説明いたします。1頁をお開き下さい。

今月の農地の転用の制限の例外確認申請は1件です。

報第6号農地の転用の制限の例外確認申請について。

別紙、土地に係る農地の転用の制限の例外確認についての申請があったので、農地法第4条第1項第8号の規定により県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものであります。2頁をお開き下さい。

農地の転用の制限の例外確認申請関係。

受付番号 2 番、申請者住所氏名：東根市大字関山●●●●、●●●●。転用しようとする土地の表示、土地の所在：大字観音寺字向田●●●●。地目：田、面積：1,755 m²の内 14.25 m²。土地の所有者：●●●●。転用の理由：農作業小屋を設置する。

所要面積：農作業小屋 14.25 m²。3 頁をお開き下さい。

今月の農地賃貸借契約の合意解約の届出は、5 件であります。

報第 7 号農地賃貸借契約の合意解約について。

農地法第 18 条第 6 項の規定により通知があった、別紙土地に係る合意解約については、同条第 1 項ただし書きに該当し、県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものであります。4 頁をお開き下さい。

農地賃貸借契約の合意解約関係。

受付番号 44 番、土地の所在：大字野川字新野川●●●●。地目、登記簿：田、現況：畑。地籍：2,478 m²、他 1 筆。賃貸人住所氏名：天童市久野本三丁目●●●●、●●●●。賃借人住所氏名：東根市大字観音寺 2363 番地、田村畜産(株) 代表取締役 田村欣也。解約後の利用：自己保全であります。5 頁をお開き下さい。

今月の農地法第 3 条の許可申請は、11 件です。

議第 37 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について。

農地法第 3 条第 1 項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の議決を求めるものであります。6 頁をお開き下さい。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請関係、所有権移転です。

受付番号 36 番、土地の所在：大字東根元東根字中川原●●●●。地目、登記簿：田、現況：田。地籍：1,360 m²、ほか 2 筆。

譲渡人住所氏名：東根市小林一丁目●●●●、●●●●。事由：労力不足。経営面積：60 a。譲受人住所氏名：東根市本丸南二丁目●●●●、●●●●。事由：経営規模拡大。経営面積：509 a であります。

以下、受付番号 37 番から 7 頁の 45 番までの 9 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第 3 条総括表、所有権移転は記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。8 頁をお開き下さい。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請関係、賃貸借権設定です。

受付番号 46 番、土地の所在：大字若木字若木●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地。地籍：6,946 m²の内 5,500 m²。

貸人住所氏名：東根市さくらんぼ駅前二丁目●●●●、●●●●。事由：労力不足、経営面積：69 a。借人住所氏名：山形市大字漆山 1837 番地 3 株式会社マンカファーム

代表取締役 森 友宏。事由：経営規模拡大。経営面積：59 a であります。

農地法第3条総括表、賃貸借権設定は記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。9頁をお開き下さい。

今月の農地法第4条の許可申請は、2件です。

議第38号農地法第4条第1項の規定による許可申請について。

農地法第4条第1項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。10頁をお開き下さい。

農地法第4条第1項の規定による、許可申請関係。

受付番号3番、土地の所在：神町東二丁目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑。
地籍：482 m²。申請人住所氏名：東根市神町東二丁目●●●●、●●●●。
職業：会社員兼農業。転用後の主要目的：居宅、駐車場、通路 他で、所要面積計が482 m²であります。

以下、受付番号4番は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第4条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。
11頁をお開き下さい。

今月の農地法第5条の許可申請は、6件です。

議第39号農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。12頁をお開き下さい。

農地法第5条第1項の規定による許可申請関係。

受付番号14番、土地の所在：神町東二丁目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑。
地籍2,327 m²。譲渡人住所氏名：東根市神町東二丁目●●●●、●●●●。
職業：会社員兼農業。譲受人住所氏名：東根市中央二丁目11番1号 天野地所株式会社
代表取締役 天野誠也。職業：不動産業。転用後の主要目的：宅地分譲、道路。
所要面積計：2512.72 m²。備考として、併用地有があります。

以下、受付番号15番から、13頁の受付番号19番までの5申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第5条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。
14頁をお開き下さい。

ただいま説明いたしました、例外確認申請、農地法第4条及び第5条の申請箇所を示す、位置図でありますので、参考にさせていただきたいと思います。15頁をお開き下さい。

今月の農用地利用集積計画案件は、18計画です。

議第40号農用地利用集積計画について。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、別紙土地に係る東根市農用地利用集積計画について、本会の決定を求めるものであります。16 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、所有権移転です。

受付番号 24 番、土地の所在：大字観音寺字田中●●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑。地籍：132 m²。売人住所氏名：天童市北久野本五丁目●●●●●、●●●●●。

買人住所氏名：東根市大字観音寺●●●●●、●●●●●。利用目的：畑として利用。

移転時期：令和 3 年 5 月 25 日。対価、総額：40,000 円。支払い方法：現金。

支払期限：令和 3 年 6 月 13 日。引き渡し時期：令和 3 年 6 月 14 日。買人の耕作面積は 886 a であります。

以下、受付番号 25 番から 26 番までの 2 申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表、所有権移転は記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。17 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、賃貸借権設定です。

受付番号 176 番、土地の所在：大字東根元原方字大森東●●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地籍：379 m²、ほか 3 筆。

貸人住所氏名：東根市本丸南二丁目●●●●●、●●●●●。借人住所氏名：東根市中央東三丁目●●●●●、●●●●●。種類：賃貸借権設定、利用目的：樹園地として利用。

始期：令和 3 年 5 月 25 日、終期：令和 13 年 5 月 24 日。賃借料：10 a あたり 2,970 円。10 年新規。借人の耕作面積は、198 a であります。

以下、受付番号 177 番から、19 頁の 190 番までの 14 申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表、賃貸借権設定は記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。20 頁をお開き下さい。

議第 41 号農業委員会事務の実施状況等の公表について。

別紙、令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに、令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、平成 28 年 3 月 4 日付け、27 経営第 2933 号「農業委員会事務の実施状況等の公表について」により、本会において決定するものであります。

これは、農業委員会の適正な事務実施に向けた具体的な取り組みの内容を「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」と「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」を 3 月に開催した協議会で皆様にご協議いただいて公表し、地域農業者等からの意見を聴取した内容等を踏まえ、今回、提案するものであります。

令和２年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてが、21 頁から 28 頁まで、令和３年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてが、29 頁から 31 頁までとなっております。

内容は、記載のとおりでありますので、詳細説明は省略させていただきます。

以上で、報告案件２件と、議案５件の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

【議長】

次に日程第 11、農地あっせん委員会の報告を農地あっせん委員会委員長より求めます。
15 番、大内恒一農地あっせん委員会委員長。

【15 番大内恒一農地あっせん委員会委員長】

はい、15 番大内です。農地あっせん委員会会議結果報告。

農地あっせん委員会を 5 月 19 日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび提案されました議題は、農地法第 3 条による所有権移転の許可申請 10 件、賃貸借権設定の許可申請 1 件、合計 11 件の取り扱いについてであります。

農地の権利移動の許可申請案件については、去る 5 月 17 日実施の、事務局による現地調査、さらに、提案された関係地区の農地あっせん委員による現地調査結果をもとに、慎重に審査を行いました。

はじめに、所有権移転の許可申請についてですが、受付番号 36 番から 42 番、44 番及び 45 番の申請事由は、経営規模拡大となります。

受付番号 43 番の申請事由は、生前贈与となります。

次に、賃貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号 46 番の申請事由は、経営規模拡大となります。

いずれの案件も、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、地域との調和に支障がないことから、許可要件をすべて満たしており、すべて許可することが妥当であるとの意見の一致をみております。

以上が、農地あっせん委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましてもよろしくお願いいたします。

【議長】

次に、日程第 12、農地転用委員会の報告を農地転用委員会委員長より求めます。
9 番、仲野孝藏農地転用委員会委員長。

【9 番仲野孝藏農地転用委員会委員長】

はい、9 番仲野です。農地転用委員会会議結果報告。

農地転用委員会を5月19日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび提案されました議題は、農地法第4条による許可申請2件、農地法第5条による許可申請6件についてであります。

転用許可申請関係案件については、去る5月17日実施の当番委員、及び事務局による現地調査をもとに審査を行いました。

はじめに、農地法第4条についての農地区分、及び、立地基準の判断であります、受付番号3番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第三種農地となりますが、一般住宅を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第2の1の(1)のエの(ア)b(c)」に該当。

受付番号4番については、宅地化の状況から第三種農地に掲げる程度に達していると思込まれる区域に近接する農地の区域で、その農地の規模が10ヘクタール未満の区域内にあることから、第二種農地となりますが、集落に接続して一般住宅を整備するものであります。

農地区分(第二種農地)「第2の1の(1)のオの(ア)b」に該当。

立地基準(第二種農地)「第2の1の(1)のオの(イ)b」に該当。

次に、農地法第5条についての農地区分、及び、立地基準の判断であります、受付番号14番、16番、19番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第三種農地となりますが、受付番号14番は宅地分譲、受付番号16番は一般住宅、受付番号19番は駐車場等を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第2の1の(1)のエの(ア)b(c)」に該当。

受付番号15番については、農地の規模が10ヘクタール以上の区域にあるため、第一種農地となりますが、集落に接続して長屋住宅を整備するものであります。

農地区分(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(ア)a」に該当。

立地基準(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(イ)c(e)」に該当。

受付番号17番及び18番については、宅地化の状況から第三種農地に掲げる程度に達していると思込まれる区域に近接する農地の区域で、その農地の規模が10ヘクタール未満の区域内にあることから、第二種農地となりますが、集落に接続して、受付番号17番は一般住宅、受付番号18番は建売分譲を整備するものであります。

農地区分(第二種農地)「第2の1の(1)のオの(ア)b」に該当。

立地基準(第二種農地)「第2の1の(1)のオの(イ)b」に該当。

以上を踏まえ、許可基準に留意し、各申請内容を検討した結果、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

以上が、農地転用委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

以上で議案の説明と農地あっせん委員会、及び、農地転用委員会の報告を終わります。

これより、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

質疑もないようですから終結いたします。

次に、日程第 13、地区委員会の開会についてであります。お諮りいたします。

ただいまから 15 分の時間内で地区ごとに議案を審議していただき、その結果について報告を願うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、これから速やかに地区委員会の開会をお願いします。

15 分をめぐり、地区委員会の開会をお願いいたします。それでは、ここで暫時休憩いたします。

(地区委員会及び休憩)

【議長】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。これより地区委員会の審議の結果の報告を求めます。最初に、東根・神町地区委員会の報告をお願いします。

【8 番 高岡貞雄委員】

8 番高岡です。東根・神町地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第 37 号については、経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 38 号及び 39 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 40 号については、樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

議第 41 号については、本会の点検・評価及び活動計画について、地域の農業者等に周知し、意見の結果を踏まえた内容であることから、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

次に、東郷・高崎地区委員会の報告をお願いします。

【17 番 岡田和敏委員】

17 番岡田です。東郷・高崎地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第 37 号については、経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 40 号については、水田、畑及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

議第 41 号については、本会の点検・評価及び活動計画について、地域の農業者等に周知し、意見の結果を踏まえた内容であることから、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

次に、大富・小田島・長瀬地区委員会の報告をお願いいたします。

【14 番 阿部昇委員】

14 番阿部です。大富、小田島、長瀬地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第 37 号については、経営規模拡大、及び生前贈与によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 38 号及び 39 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 40 号については、水田、畑及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

議第 41 号については、本会の点検・評価及び活動計画について、地域の農業者等に周知し、意見の結果を踏まえた内容であることから、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

これをもちまして、各地区委員会の審議の結果の報告を終わります。

これより採決に入ります。

報第 6 号農地の転用の制限の例外確認申請について、及び、報第 7 号農地賃貸借契約の合意解約については、報告事項でありますのでご了承願います。

それでは、議第 37 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、議第 38 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、議第 39 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、議第 40 号農用地利用集積計画について、議第 41 号農業委員会事務の実施状況等の公表について、以上、5 案件について一括して採決いたします。

お諮りいたします。議第 37 号から議第 41 号について、農地あっせん委員会、農地転用委員会、及び地区委員会の審議のとおり、許可すること、許可相当との意見を付すること、及び、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第 37 号から議第 41 号については、許可すること、許可相当との意見を付すること、及び決定することに決しました。

以上で、日程の全部を終了いたします。

これをもちまして、令和 3 年第 5 回東根市農業委員会定例総会を閉会いたします。

ご苦勞様でした

午前 10 時 40 分 閉会

上記議事の顛末を記載しこれに相違ないことを証しとするためここに署名する。

東根市農業委員会定例総会

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員